

## 自転車損害賠償保険等に関する Q&A

### Q1 義務の対象者は誰ですか？

豊橋市内で自転車を利用する方が対象となります。市外から通勤通学や買い物等で豊橋市に訪れる方も含まれます。

(未成年が利用する場合：Q3、事業者の場合：Q4)

### Q2 自転車に乗らないのですが、保険への加入は義務ですか？

自転車を利用されない方は、義務の対象者ではありません。

ただし、豊橋市内で自転車を利用する未成年者を監護する保護者は、未成年者を被保険者とする保険へ加入する義務があります。

### Q3 子どもが自転車を利用するのですが、保険に入る必要がありますか？

義務化の対象となります。年齢にかかわらず、豊橋市内で自転車を利用される方が義務化の対象となります。未成年の場合は、保護者が未成年者を補償の対象とする（被保険者である）保険に加入してください。学校で入る PTA 保険などで、同様の保険に加入されている場合もあるので、まずは加入状況を確認してください。

### Q4 業務で自転車を利用している事業者ですが、従業員が全員個人で保険に入っている場合は、事業者で保険に加入する必要はありますか？

事業者向けの保険への加入が必要です。個人向けの保険である個人賠償責任保険などは、業務中の事故は補償の対象外となります。従業員に業務で自転車を使用させる場合は事業者向けの保険（施設賠償責任保険等）への加入が必要です。

### Q5 義務の対象となる保険はどのようなものですか？

自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済のことをいいます。保険には、個人利用向け（日常生活利用）と事業者向け（業務利用）があります。既に保険に加入している場合もありますので、まずは保険加入チェックシートを活用するなど現在の加入状況を確認し、加入されていない方は、過去に取引のある保険会社等にお問合せください。

また、事業で自転車を利用する事業者は、事業者向けの保険への加入が必要となります。

**Q6** なぜ義務化するのですか？

自転車利用を一層促進していくなかで、安心して自転車を利用できる社会の実現が求められることや、近年、自転車事故の高額賠償事例が発生していることから、今後の自転車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自転車による事故が発生した場合の、被害者の救済と加害者の経済的負担軽減のために義務化いたしました。趣旨をご理解いただきますようお願いします。

**Q7** 保険未加入者への罰則はありますか？

保険未加入者への罰則は設けておりません。自転車については、車検制度のような自転車登録制度がないうえ、保険証書などの携帯義務もありません。また、人（利用者）にかける保険から、車両（自転車）にかける保険など、保険の種類は多岐にわたり、保険加入の確認、把握等が困難であることから、罰則制度は設けていません。

**Q8** 現在加入している保険が、条例で加入が義務付けられた保険かわからないのですが。

既に義務対象の保険に加入している可能性もあるため、保険加入チェックシートでの確認や、現在加入している保険証書などの内容の確認、お取引のある保険会社等へ問い合わせるなど、自身の加入している保険の内容を把握してください。